

# 国立大学法人東京農工大学(法人番号1012405001281)の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

本学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員のほか、人数規模が同規模(本学常勤職員約600人)である民間企業の役員報酬を参考にした。

- (1) 事務次官年間報酬額・・・23,374千円
- (2) 民間企業の役員の年間報酬額・・・29,002千円

#### ② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当について、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

#### ③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

法人の長

本学役員報酬規程に則り、俸給及び諸手当(地域手当、通勤手当、期末特別手当)としている。

期末特別手当については、基準額(俸給+地域手当+加算額)に100分の168.4を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とし、そしてその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

なお、令和2年度では、一般職の職員の給与に関する法律の改正を参考に、12月の期末特別手当の支給率を0.016ヶ月分引き下げた。

理事

同上

理事(非常勤)

本学役員報酬規程に則り、その勤務状況等を考慮して経営協議会の議を経て俸給月額を決定することとしている。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

本学役員報酬規程に則り、その勤務状況等を考慮して経営協議会の議を経て俸給月額を決定することとしている。

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	18,720	11,580	5,322	1,737 80 (地域手当) (通勤手当)	4月1日		
A理事	16,089	9,816	4,512	1,472 289 (地域手当) (通勤手当)	4月1日		
B理事	15,824	9,816	4,512	1,472 24 (地域手当) (通勤手当)	4月1日		
C理事	15,923	9,816	4,512	1,472 123 (地域手当) (通勤手当)	4月1日		
D理事	14,933	9,098	4,197	1,364 272 (地域手当) (通勤手当)		3月30日	◇
E理事 (非常勤)	4,800	4,800	0	0 ( )	4月1日		
監事	該当者なし			( )			
A監事 (非常勤)	1,250	1,250	0	0 ( )		8月31日	
B監事 (非常勤)	1,250	1,250	0	0 ( )		8月31日	※
C監事 (非常勤)	1,750	1,750	0	0 ( )	9月1日		
D監事 (非常勤)	1,750	1,750	0	0 ( )	9月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

本学は、基本理念である「MORE SENSE」(使命志向型教育研究－美しい地球持続のための全学的努力)に基づき、学長のリーダーシップの下で、科学を基盤に人の価値を知的に社会的に最大に高める世界第一線の研究大学を目指している。

そうした中で、本学の学長は、職員数約600人の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬(29,002千円)や事務次官の年間給与額(23,374千円)と比べてそれ以下となっている。

また、本学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性や職責の重さは上記のとおり法人化移行前と同等以上であるといえる。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学の理事は、学長を補佐して各担当業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う重責を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬(29,002千円)や事務次官の年間給与額(23,374千円)と比べてそれ以下となっている。

また、本学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性や職責の重さは上記のとおり法人化移行前と同等以上であるといえる。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業等の比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

本学の理事(非常勤)は、法務担当として、学長を補佐して担当業務を掌理する重責を担っている。

理事(非常勤)の報酬額は、理事(常勤)の報酬月額及び勤務状況等を考慮して決定しているが、理事(非常勤)の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬(29,002千円)と比べてそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

本学の監事(非常勤)は、法人の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて学長又は文部科学大臣に意見を提出する重責を担っている。

監事(非常勤)の報酬額は、理事(常勤)の報酬月額及び勤務状況等を考慮して決定しているが、監事(非常勤)の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬(29,002千円)と比べてそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や職責の重さ、民間企業との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	3,634 (42,300)	3 (31)	0 (8)	R2.3.31	1.0	
A理事	3,080 (43,290)	3 (43)	0 (0)	R2.3.31	1.0	
B理事	3,080 (43,290)	3 (40)	0 (5)	R2.3.31	1.0	
理事 (非常勤)	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

注1: 役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

## 5 退職手当の水準の妥当性について

### 【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	<p>当該学長は、学長ビジョン「世界が認知する研究大学へ」のもと、第3期中期目標・中期計画を強力なリーダーシップにより推し進めるとともに、法人の代表として経営面と教学面における職務を担い、本学の発展に尽力した。</p> <p>当該学長の業績勘案率については、これら大学運営に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。</p>
A理事	<p>当該理事は、教育担当として、学部教育段階での新カリキュラム導入や、学生の海外派遣と受け入れの積極的な支援に尽力し、また、卓越大学院プログラムの採択に向けて中心的な役割を果たし外部資金を活用した人材養成の道筋を作るなど、本学の教育力の向上に多大に寄与した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。</p>
B理事	<p>当該理事は、渉外担当として、新たに広報戦略を策定し、大学紹介動画の制作、WEBサイト・SNSを活用した広報、プレスリリースによる情報発信、卒業生との関係強化等に尽力し、それらの成果もあって基金の受入額が就任前の約3.2倍に増加するなど、広報、基金の強化に多大に寄与した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。</p>
理事 (非常勤)	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

### 【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員退職手当の水準は妥当であると考えます。

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当について、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

本学職員の給与水準を検討するにあたって、国家公務員のほか、令和2年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(本学常勤職員約600人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1)国家公務員…令和2年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は408,868円となっており、全職員の平均給与月額は416,203円となっている。

(2)職種別民間給与実態調査において、本学と同等の規模の事務係長の4月の平均支給額は、485,138円となっている。

また、人件費は全学一括管理としており、教員人件費はポイント制として、全学人事計画委員会でも人事計画を審議し、教育研究評議会で承認された人事計画にポイントを付与する制度としている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

#### ③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

本学職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤勤務手当に準ずる手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、入試手当及び学位論文審査手当)としている。

期末手当については、基準額(俸給+俸給の調整額+扶養手当+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に100分の128.4を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、基準額(俸給+俸給の調整額+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に本学勤勉手当支給要項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度では、一般職の職員の給与に関する法律の改正を参考にして、12月の期末手当の支給率を0.016ヶ月分引き下げた。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況(年俸制適用者以外の職員)

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 454	歳 49.2	千円 8,690	千円 6,251	千円 89	千円 2,439
事務・技術	人 171	歳 45.5	千円 6,676	千円 4,889	千円 96	千円 1,787
教育職種 (大学教員)	人 280	歳 51.5	千円 9,958	千円 7,109	千円 85	千円 2,849
技能・労務職種	人 3	歳 46.5	千円 5,252	千円 3,899	千円 85	千円 1,353

非常勤職員	人 17	歳 45.1	千円 5,446	千円 3,938	千円 96	千円 1,508
事務・技術	人 9	歳 43.9	千円 4,639	千円 3,370	千円 106	千円 1,269
教育職種 (大学教員)	人 8	歳 46.5	千円 6,353	千円 4,577	千円 84	千円 1,776

注1:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、在外職員、任期付職員並びに再任用職員については、該当者がいないため省略。

注2:「技能・労務職種」とは、林業作業等の技能的業務に従事する職員を示す。

### 職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 49	歳 46.2	千円 10,596	千円 9,922	千円 94	千円 674
教育職種 (大学教員)	人 49	歳 46.2	千円 10,596	千円 9,922	千円 94	千円 674

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人 38	歳 44.4	千円 6,312	千円 6,312	千円 68	千円 0
教育職種 (外国人語学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他教育職種 (年俸制)	人 32	歳 42.2	千円 6,571	千円 6,571	千円 62	千円 0
その他事務・技術 (年俸制)	人 6	歳 56.0	千円 4,927	千円 4,927	千円 98	千円 0

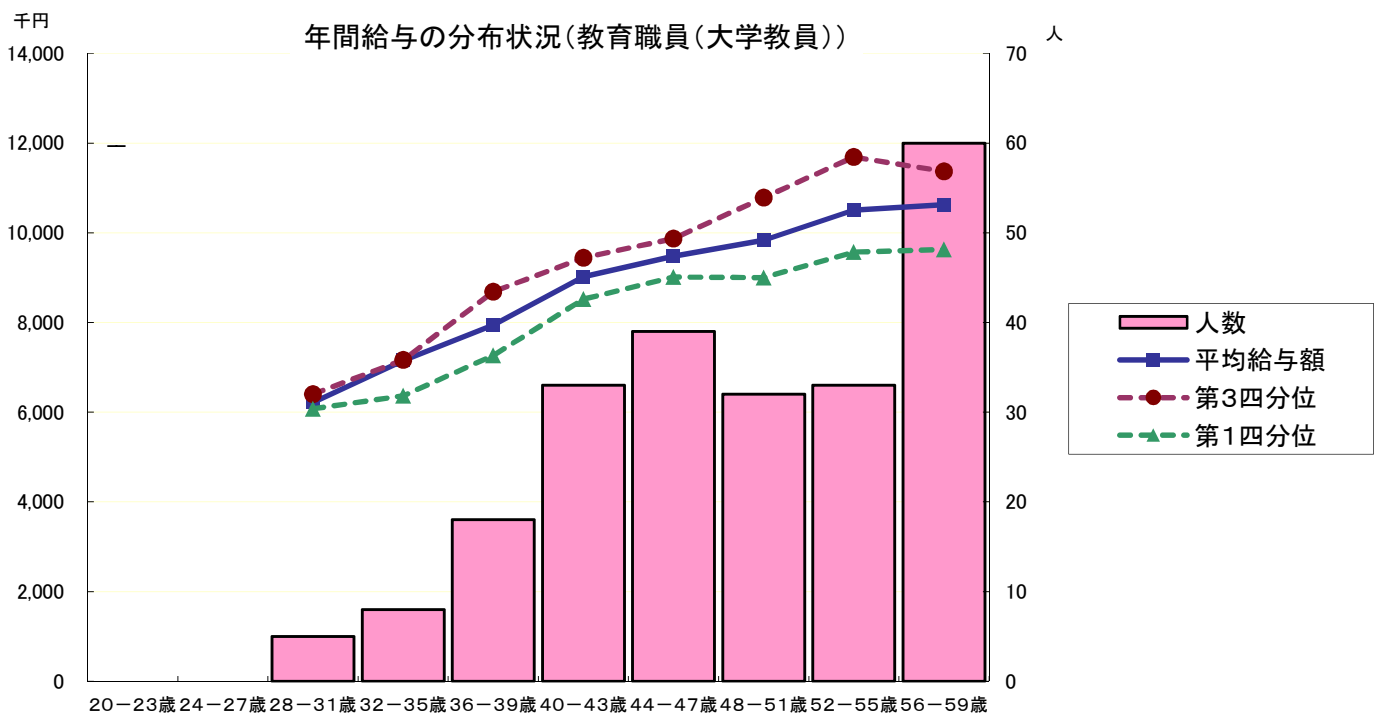
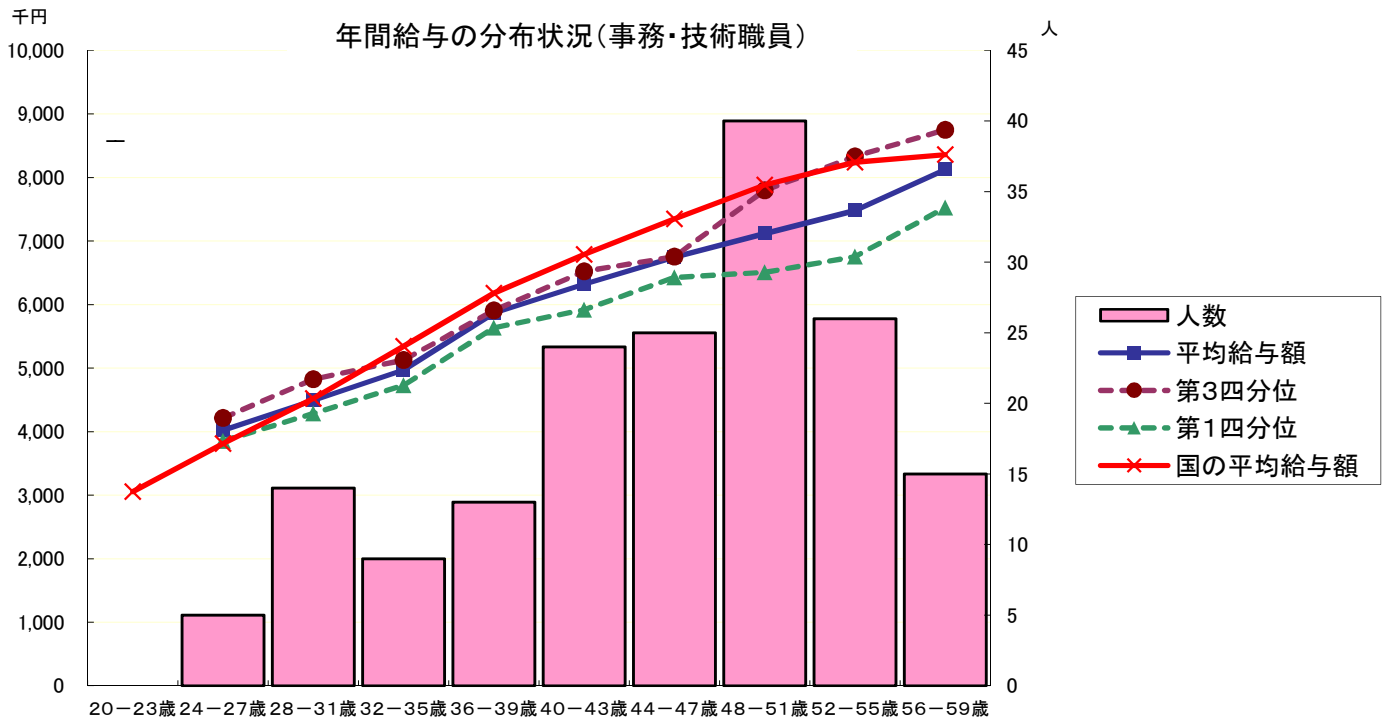
注1:非常勤職員の教育職種(外国人語学教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。

注2:教育職種(外国人語学教員)とは、外国語を母語とし、外国語科目を担当させることができる高度の専門的学識及び技能を有する教員を示す。

注3:その他教育職種(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の特任教員等を示す。

注4:その他事務・技術(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の職員等を示す。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長	4	55.0	9,443	
課長	13	51.0	8,486	9,300～7,921
室長・副課長	27	51.5	7,703	8,605～6,427
係長	85	46.6	6,543	8,058～4,479
主任	21	41.6	5,715	6,795～4,726
係員	21	31.6	4,423	5,600～3,597

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	122	57.0	11,282	14,421～9,134
准教授	116	49.2	9,289	10,683～7,718
講師	17	44.1	8,117	9,100～7,268
助教	25	40.5	6,890	7,657～5,851

注:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間最高給与額及び年間最低給与額については記載していない。

④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.1	57.2	57.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.9	42.8	42.9
	最高～最低	49.5～39.6	53.0～39.8	51.3～40.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	57.9	57.6	57.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.1	42.4	42.3
	最高～最低	47.4～38.0	47.7～38.3	45.9～38.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.7	55.4	55.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.3	44.6	44.5
	最高～最低	56.2～40.1	56.6～40.4	56.4～40.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	58.2	57.9	58.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.8	42.1	42.0
	最高～最低	56.3～38.2	54.0～38.5	55.2～38.4

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 92.8</li> <li>・年齢・地域勘案 94.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 92.0</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 94.1</li> <li>(参考)対他法人 106.9</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
	<p><b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47% (国からの財政支出額 6,631,000千円、支出予算の総額 14,147,000千円: 令和2年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b> (法人の検証結果) 本学の対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴勘案)は全て100未満であることから、給与水準は適切であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 104.8

注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和2年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

#### 4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

##### 事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給)  
月額182,200円 年間給与2,986,000円
- 35歳(係長)  
月額314,640円 年間給与5,226,000円
- 50歳(室長・副課長)  
月額474,840円 年間給与7,734,000円

##### 教育職員

- 27歳(博士修了初任給)  
月額291,400円 年間給与4,776,000円
- 35歳(准教授)  
月額451,490円 年間給与7,598,000円
- 50歳(教授)  
月額586,040円 年間給与9,991,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円(教授の場合3,500円)、子1人につき10,000円)を支給

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,256,266	千円 5,139,133	千円 5,173,700	千円 5,149,829	千円 5,049,088	千円
退職手当支給額 (B)	千円 595,197	千円 288,657	千円 374,235	千円 497,512	千円 259,878	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,552,726	千円 1,509,350	千円 1,529,940	千円 1,493,392	千円 1,436,198	千円
福利厚生費 (D)	千円 949,867	千円 935,723	千円 958,606	千円 965,908	千円 961,671	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,354,056	千円 7,872,863	千円 8,036,481	千円 8,106,641	千円 7,706,835	千円

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。  
 注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「14 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額は、前年度比2.0%減となっているが、これは給与支給人数が減少(前年度比1.6%減)したことによるものと考えられる。

退職手当支給額は、前年度比47.8%減となっているが、これは退職手当支給人数が減少(前年度比50.0%減)したことによるものと考えられる。

最広義人件費は、前年度比4.9%減となっているが、前述の事由によるものと考えられる。

なお、優れた研究業績等を有する教授、若手教員及び学内施設教員を対象とする年俸制給与制度を導入し、令和2年度末までに38名の教育職員に適用しているところであり、この年俸制適用者の給与には退職手当相当分が含まれているため、給与、報酬等支給総額にはこの年俸制適用者の退職手当相当分が含まれている。

また、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月15日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:退職手当基本額の調整率を10.875/100 から10.4625/100に引き下げた。

職員に関する講じた措置の概要:退職手当基本額の調整率を87/100 から83.7/100 に引き下げた。

なお、規則改正にあたり、必要な会議に付議するなど所要の手続きを経る必要があったことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

### Ⅳ その他

特になし